(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
橋本市隅田町真土字戸立三六八番一から同市高野口町大野字下島田二八二番四まで	前	BA 八・四〇～一〇・七〇	四五・六〇メートル～一一一・五一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 八・四〇～一〇・七〇	四五・六〇メートル～一一一・五一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
尼崎市東本町一丁目七一番四から神戸市灘区岩屋南町三番まで	前	五〇・〇〇～五〇・〇〇	一四四・〇〇メートル～一四四・〇〇キロメートル
	後	五〇・〇〇～五〇・〇〇	二〇・一五一～二〇・一五一

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
尼崎市東本町一丁目七一番四から神戸市灘区岩屋南町三番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	前	五〇・〇〇～五〇・〇〇	一四四・〇〇メートル～一四四・〇〇キロメートル
	後	五〇・〇〇～五〇・〇〇	二〇・一五一～二〇・一五一

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市字野花小字小田前八三七番一から同市字野花小字小田前八三八番三地先まで	前	一〇・〇〇～二五・四〇	二〇・〇〇メートル～六四・四〇キロメートル
	後	一〇・〇〇～二五・四〇	二〇・一八六～六四・四〇

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名　九号　供用開始の区間　福知山市字野花小字小田前八三七番一から同市字野花小字小田前八三八番三地先まで　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月二十一日

○四国地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県吾川郡いの町枝川字椋二二六五番四から同町波川字ハリギ三〇九番一まで	前	A 八・〇五～	二九・〇〇メートル～五・二八一キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E 二五・三〇～二八四・八〇	五・二〇四	
	後	A 八・〇五～	二九・〇〇 五・二八一	
		B・C・D・E 一二・五〇～二八四・八〇	五・二〇四	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名　三十三号　供用開始の区間　高知県吾川郡いの町字天神山六九九三番三から同町大内字ハキ原三九番一　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月二十二日十五時三十分

○九州地方整備局告示第百八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日　九州地方整備局長　吉崎　収

路線名　二百二号　供用開始の区間　糸島市神在字野際九四番五から同市神在字八反間一三五四番六七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月二十二日